仮設建築物の許可申請に係る

手続きフローについて

（建築基準法第85条・87条の３）

令和５年２月

滋賀県土木交通部

建築課建築指導室

目次

[１． はじめに 2](#_Toc115965041)

[２． 仮設建築物の種類と必要な手続きについて 3](#_Toc115965042)

[（１）仮設建築物の種類 3](#_Toc115965043)

[（２）仮設建築物の手続きフロー 5](#_Toc115965044)

[（３）申請書の作成 10](#_Toc115965045)

[（参考）事前相談チェックリスト 11](#_Toc115965046)

[（参考）仮設建築物の緩和条文一覧 12](#_Toc115965047)

## はじめに

仮設建築物とは、災害時に建築する応急仮設建築物や臨時的に建築する仮設興行場等のことをいい、建築基準法（以下「法」という。）第85条に定められています。また法第87条の３において、既存建築物の用途を変更して一時的に仮設建築物として使用する場合の規定も定められています。これらの仮設建築物は、種類に応じて許可手続きが定められていますので、事前に必要な手続きを確認してください。

なお、この解説は滋賀県が特定行政庁となる区域を対象としていますので、その他の区域（大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、東近江市）につきましては、各市にお問合せください。

## 仮設建築物の種類と必要な手続きについて

### （１）仮設建築物の種類

　仮設建築物の種類とその許可の要否を表１で示しています。手続きの流れについては、「（２）仮設建築物の手続きフロー」を確認してください。

表１ 仮設建築物の種類と許可の要否について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 条項 | 概要 | 許可の要否 |
| 法第85条第１項に定める建築物 | 応急仮設建築物  ・国、地方公共団体または日本赤十字社が災害救助のために建築するもの※  ・被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が30m2以内のもの※  ※非常災害区域等内かつ防火地域外にあって、災害発生日から１月以内にその工事に着手するものに限る。 | 不要  ただし、建築工事を完了した後３月を超えて存続させようとする場合、その超えることとなる日前に許可を受ける必要がある。【図２】 |
| 法第85条第２項に定める建築物 | 災害があつた場合において建築する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物 | 不要  ただし、建築工事を完了した後３月を超えて存続させようとする場合、その超えることとなる日前に許可を受ける必要がある。【図２】 |
| 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物 | 不要 |
| 法第85条第６項に定める建築物 | 仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物 | 要  工事着手前（確認申請前）に、許可を受ける必要がある。【図３】 |
| 法第85条第７項に定める建築物 | 国際的な規模の会議または競技会の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等 | 要  工事着手前（確認申請前）に、建築審査会の同意を得て許可を受ける必要がある。【図４】 |
| 法第87条の３第１項に定める建築物 | 災害救助用建築物※  （建築物の用途を変更して、住宅、病院その他これらに類する建築物で、国、地方公共団体または日本赤十字社が災害救助のために使用するもの）  ※非常災害区域等内かつ防火地域外にあって、災害発生日から１月以内に当該用途の変更に着手するときに限る。 | 不要  ただし、用途の変更を完了した後３月を超えて使用しようとする場合、その超えることとなる日前に、許可を受ける必要がある。【図２】 |
| 法第87条の３第２項に定める建築物 | 公益的建築物  （災害があつた場合において建築物の用途を変更して、学校、集会場その他これらに類する公益上必要な用途に供する建築物として使用するもの） | 不要  ただし、用途の変更を完了した後３月を超えて使用しようとする場合、その超えることとなる日前に、許可を受ける必要がある。【図２】 |
| 法第87条の３第６項に定める建築物 | 興行場等  （建築物の用途を変更して、興行場、博覧会建築物、店舗その他これらに類する建築物として使用するもの） | 要  用途の変更を行う前に、許可を受ける必要がある。【図３】 |
| 法第87条の３第７項に定める建築物 | 特別興行場等  （建築物の用途を変更して、国際的な規模の会議または競技会の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別の必要がある興行場等として使用するもの） | 要  用途の変更を行う前に、建築審査会の同意を得て許可を受ける必要がある。【図４】 |

### （２）仮設建築物の手続きフロー

　仮設建築物に関する手続きフローを図１に示しています。災害時の応急仮設建築物等と平常時の仮設興行場等では、必要な手続きが異なりますので、許可の申請時期に注意してください。詳細な許可手続きについては、図２～図４を確認してください。

許可申請を行う場合は、事前にご相談ください。相談の際は、巻末に「（参考）事前相談チェックリスト」、「（参考）仮設建築物の緩和条文一覧」を掲載していますので、ご活用ください。

①災害時の応急仮設建築物等

（法第85条第１項・第２項、法第87条の３第１項・第２項）

存続期間が３月を超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受ける必要があります。また許可された存続期間を超えて延長しようとする場合は、延長の許可申請を行い、その期間内に延長の許可を受ける必要があります。

②仮設興行場等について

（法第85条第６項・７項、法第87条の３第６項・第７項）

　仮設興行場や博覧会建築物などの仮設建築物については、工事着手する前に、または既存建築物の用途を変更し、仮設建築物として使用する前に、仮設許可および確認申請の手続きを行う必要があります。

これらの仮設建築物については、原則１年以内の存続期間として許可されることになりますが、国際的な規模の会議など１年を超えて使用する特別の必要がある場合は、建築審査会の同意を得て、使用上必要と認める期間で許可を受ける必要があります。

③その他の建築物について

　①および②に該当しない建築物については、通常どおり確認申請の手続きを経て工事着手することになります。災害時に建築物を建築しようとする場合であっても、法第85条第１項または第２項に該当しない建築物については、工事着手前に確認申請を行う必要がありますので、注意してください。



許可期間

最長１年

許可期間

最長２年

許可

許可期間は下表のとおり

②仮設興行場等

○法第85条第６項

○法第85条第７項

○法第87条の３第６項

○法第87条の３第７項

仮設許可申請

【図３・図４】

確認申請

スタート

工事着手

３月以内

に撤去

仮設許可申請

【図２】

許可

（３月を超える前に許可を受ける必要あり）

許可された

存続期間内に撤去

延長の許可申請

【図２】

①災害時の応急仮設建築物等

○法第85条第１項

○法第85条第２項※１

○法第87条の３第１項

○法第87条の３第２項

工事着手

または

用途変更

３月超えて

使用したい

延長の許可

（許可された存続期間を超える前に許可を受ける必要あり）

※１法第85条第２項に定める建築物のうち、工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物を除く。

※２建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間

図１　仮設建築物の手続きフロー

災害時の応急仮設建築物等

（法第85条第１項・第２項、法第87条の３第１項・第２項）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 特定行政庁  （建築指導室） | 市町・消防 |
| 撤去  事前調査  事前相談  ３月超えて  使用したい  仮設建築物  の使用 | 消防同意  土木事務所  に申請  建築指導室審査  許可期間を超えて使用したい  本申請  （４部）  撤去  継続使用  図書の補正  延長  許可  新規  許可  建築審査会  存続期間が３月を超えるまでに許可が必要  許可  調整・指導 | 延長の許可において、『官公署、病院、学校その他の公益上特に必要なものとして国土交通省令第10条の15の8で定める用途に供する応急仮設建築物』は建築審査会の同意は不要 |

図２　手続きフロー（災害時の応急仮設建築物等）

仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗等

（法第85条第６項、法第87条の３第６項）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 特定行政庁  （土木事務所） | 市町・消防 |
| 市町に申請  消防同意  許可  確認申請  本申請  （４部）  図書の補正  土木事務所  審査  事前調査  事前相談 | 調整・指導 |  |

図３　手続きフロー（仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗等）

国際的な規模の会議・競技会の仮設興行場等

（法第85条第７項、法第87条の３第７項）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 特定行政庁  （建築指導室） | 市町・消防 |
| 本申請  （５部）  事前申請  （４部）  確認申請  図書の補正  土木事務所経由  建築指導室審査  事前調査  事前相談  図書の補正  事前申請完了 | 許可  建築審査会  土木事務所経由  建築指導室審査  調整・指導 | 市町に申請  消防同意  市町に申請 |

図４　手続きフロー（国際的な規模の会議・競技会の仮設興行場等）

### （３）申請書の作成

許可を受けようとする者は、表２に掲げる図書を添えて、図２から図４のフローのうち該当する受付機関に提出してください。

本申請時の手数料は、「滋賀県使用料および手数料条例」で金額を確認の上、滋賀県収入証紙を申請書に貼付してください。事前申請については不要です。なお、法第85条第１項・第２項、法第87条の３第１項・第２項に定める災害時の応急仮設建築物等については、本申請時も手数料は不要です。

表２．添付図書について

|  |  |
| --- | --- |
| No. | 図書の種類 |
|  | 許可申請書（仮設建築物等）- 第四十四号様式  （事前申請の場合は表題右に『（事前）』と標記したもの。） |
|  | 委任状（代理者によって申請を行う場合に限る。） |
|  | 理由書 |
|  | 付近見取図 |
|  | 配置図 |
|  | 各階平面図 |
|  | 二面以上の立面図 |
|  | 主要断面図 |
|  | その他（事前相談および審査により必要とする書類）  注）法第20条が適用される仮設興行場等のうち、法第６条第１項第四号以外の建築物については、構造詳細図や構造計算書などが必要となります。  注）当該許可により適用しない規定がある場合、代替措置により安全上、防火上及び衛生上支障がないことがわかる資料を添付してください。 |

付 則

１ この手引きは、令和５年２月１日から施行する。

## （参考）事前相談チェックリスト

事前相談票

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事前相談票  下記の項目について記入し、計画概要を示す図面等をご準備ください。 | | | | 審査側  記入欄 |
| 1. 相談者   氏名等 | 会社名：  担当者名：  連絡先： | | | □ |
| 1. 建築主   氏名 |  | | | □ |
| 1. 相談地   地名地番 |  | | | □ |
| 1. 都市計画区域等 | 都市計画区域　□内　□外  □市街化区域　□市街化調整区域　□非線引き  用途地域　　（　　　　　　　　　　　　　　　）  その他の区域（　　　　　　　　　　　　　　　） | | | □ |
| 1. 仮設建築物の該当条文 | □法第85条第１項  □法第85条第２項  □法第85条第５項  □法第85条第６項  □法第85条第７項 | | □法第87条の３第１項  □法第87条の３第２項  □法第87条の３第５項  □法第87条の３第６項  □法第87条の３第７項 | □ |
| 1. 仮設建築物の概要 | 工事種別 | □新築　　　□増築　□改築　□移転  □用途変更　□その他（　　　　　　） | | □ |
| 用途 | 複数用途の場合はそれぞれ記入 | | □ |
| 建築面積 | m2 | | □ |
| 延べ面積 | m2 | | □ |
| 構造 | 造　　一部　　　造 | | □ |
| 階数  高さ | 地上　　階 / 地階　　階 / 高さ　　m | | □ |
| 1. 存続期間 | □新規許可　　□延長許可  　　　年　　月　　日　から　　　年　　月　　日 | | | □ |
| 1. 仮設建築物の経過 | 設置された日　　　　　　年　月　日  許可された期間　　　　　年　月　日　から　年　月　日  延長許可された期間　　　年　月　日　から　年　月　日  延長許可された期間　　　年　月　日　から　年　月　日 | | | □ |
| 1. その他 |  | | | □ |

## （参考）仮設建築物の緩和条文一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 法第85条第１項・法第87条の３第１項に該当する仮設建築物 | |
| 緩和される規定 | 備考欄 |
| 建築基準法令の規定は、適用しない。 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法第85条第２項に該当する仮設建築物 | | |
| 緩和される規定 | | 備考欄 |
| 法 | 令（建築物の高さが60メートル以下のものに限る。） |  |
| □法第６条から第７条の６  □法第12条第１項から第４項  □法第15条  □法第18条（第25項を除く。）  □法第19条  □法第21条  □法第22条  □法第23条  □法第26条  □法第31条  □法第33条  □法第34条第2項  □法第35条  □法第36条（法第19条、法第21条、法第26条、法第31条、法第33条、法第34条第２項および法第35条に係る部分に限る。）  □法第37条  □法第39条  □法第40条  □第３章  ただし、防火地域または準防火地域内にある延べ面積が50平方メートルを超えるものについては、第62条の規定の適用があるものとする。 | □令第22条  □令第28条  □令第29条  □令第30条  □令第37条  □令第41条  □令第42条  □令第43条  □令第46条  □令第48条  □令第49条  □令第67条  □令第70条  □第３章第８節  □令第112条  □令第114条  □令第５章  □令第５章の２  □令第129条の2の3（屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものに係る部分に限る。）  □令第129条の13の2  □令第129条の13の3 |

※法第20条（構造耐力）は緩和されていません。

※基礎および鉄骨柱脚にかかる規定は、告示に一部緩和規定があります。

　（平成12年5月23日建設省告示第1347号、平成12年5月31日建設省告示第1456号）

※当該許可により適用しない規定がある場合、代替措置により安全上、防火上及び衛生上支障がないことをわかる資料が必要になります。

※他法令の緩和規定については、各法令を確認してください。

　（参考）建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る規定は適用除外となります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法第85条第６項・第７項に該当する仮設建築物 | | |
| 緩和される規定 | | 備考欄 |
| 法 | 令（建築物の高さが60メートル以下のものに限る。） |  |
| □法第12条第１項から第４項  □法第21条  □法第22条  □法第23条  □法第24条  □法第25条  □法第26条  □法第27条  □法第31条  □法第34条第２項  □法第35条の２  □法第35条の３  □法第37条  □第３章 | □令第22条  □令第28条  □令第29条  □令第30条  □令第37条  □令第46条  □令第49条  □令第67条  □令第70条  □第３章第８節  □令第112条  □令第114条  □令第５章の２  □令第129条の2の3（屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものに係る部分に限る。）  □令第129条の13の2  □令第129条の13の3 |

※法第20条（構造耐力）は緩和されていません。

※基礎および鉄骨柱脚にかかる規定は、告示に一部緩和規定があります。

　（平成12年5月23日建設省告示第1347号、平成12年5月31日建設省告示第1456号）

※当該許可により適用しない規定がある場合、代替措置により安全上、防火上及び衛生上支障がないことをわかる資料が必要になります。

※他法令の緩和規定については、各法令を確認してください。

　（参考）建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る規定は適用除外となります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法第87条の３第２項に該当する仮設建築物 | | |
| 緩和される規定 | | 備考欄 |
| 法 | 令（建築物の高さが60メートル以下のものに限る。） |  |
| □法第12条第１項から第４項  □法第21条  □法第22条  □法第26条  □法第30条  □法第34条第２項  □法第35条  □法第36条（法第21条、法第26条、法第34条第２項および法第35条に係る部分に限る。）  □法第39条  □法第40条  □第３章  □法第87条第１項および第２項 | □令第22条  □令第28条  □令第29条  □令第30条  □令第41条  □令第42条  □令第43条  □令第46条  □令第49条  □令第112条  □令第114条  □第５章  □第５章の２  □令第129条の13の2  □令第129条の13の3 |

※法第20条（構造耐力）は緩和されていません。

※当該許可により適用しない規定がある場合、代替措置により安全上、防火上及び衛生上支障がないことをわかる資料が必要になります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法第87条の３第６項・第７項に該当する仮設建築物 | | |
| 緩和される規定 | | 備考欄 |
| 法 | 令（建築物の高さが60メートル以下のものに限る。） |  |
| □第12条第１項から第４項  □第21条  □第22条  □第24条  □第26条  □第27条  □第34条第２項  □第35条の２  □第35条の３  □第３章  □第87条第２項 | □令第22条  □令第28条  □令第29条  □令第30条  □令第46条  □令第49条  □令第112条  □令第114条  □第５章の２  □令第129条の13の2  □令第129条の13の3 |

※法第20条（構造耐力）は緩和されていません。

※当該許可により適用しない規定がある場合、代替措置により安全上、防火上及び衛生上支障がないことをわかる資料が必要になります。